

第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分 開会
3. 令和 6 年 10 月 22 日 午前 11 時 34 分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	住 環 境 課 長	村 上 勇 一
企画財政課長	廣 瀬 和 英		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 承認第 7 号 専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 5 承認第 8 号 専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 6 議案第 79 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 80 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日、臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和 6 年第 6 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています出席者名簿のとおりです。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、4 番議員、竹原真理子君、5 番議員、佐藤和宏君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

10 月 15 日午前 10 時から議会運営委員会を開催し、本日の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を御報告いたします。

今臨時会の付議事件は、専決処分の承認 2 件、工事請負契約の締結 1 件、補正予算 1 件、合計 4 件であります。会期は、本日 10 月 22 日の 1 日のみといたします。日程表は、事前に

配付しているとおりです。

なお、本臨時会における議案等の審議方法は、委員会付託を省略して採決することといたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、委員長の報告のとおり、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） どうも、おはようございます。

それでは、早速、令和 6 年第 6 回阿蘇市議会臨時会の提案理由の説明をさせていただきます。

承認第 7 号「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出に、「損害賠償履行請求事件（住民訴訟）」に係る福岡高等裁判所控訴審に伴う代理人委託料及び戸籍総合システムへの不正アクセス行為の告発に係る弁護士委託料を追加しております。

これらの補正の結果、既定の歳入歳出予算総額に変更はありません。

承認第 8 号「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙に伴い、歳入では、県委託金を、歳出では、選挙事務関連経費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,883 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 192 億 196 万 2,000 円といたしました。

議案第 79 号「工事請負契約の締結について」

本件は、市営住宅坊中南団地 A 棟建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 80 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」

本件は、落雷により被災した 12 工区の揚水機復旧に伴い、歳入では、負担金及び国庫支出金を、歳出では、農地等災害復旧工事費等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 700 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 192 億 896 万 2,000 円といたしました。

以上、議案 4 件（承認 2 件、契約 1 件、予算 1 件）を本日上程いたしましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。日程第 4、承認第 7 号「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」から日程第 7、議案第 80 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」までを会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 7 号から議案第 80 号までは、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決までを行うことに決定いたしました。

日程第 4 承認第 7 号 専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 4、承認第 7 号「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊 1 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 7 号、専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について、御報告申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 9 月 25 日付けで専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、2 ページをお願いします。こちらは歳入予算になりますが、今回の補正予算につきましては歳入予算の補正額の欄が御覧のとおりゼロでありまして、また、次の 3 ページをお願いします。3 ページのこちらの歳出予算につきましても、内訳は変わっておりますが、補正額の合計額の欄がゼロということで、今回の補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、歳出予算につきまして説明いたします。

6 ページをお願いします。6 ページの上の段になります。款項目番号で申し上げますと、款 2、項 1、目 1 一般管理費に弁護士委託料としまして 2 項目を計上しております。まず、上の行になります。「損害賠償履行請求事件（住民訴訟）」に係る熊本地方裁判所判決を受け、判決内容を精査した結果、福岡高等裁判所に控訴することとし、その弁護士委託料（控訴対応分）としまして 608 万円を計上しております。また、戸籍情報の不正閲覧等により懲戒処分とした職員について、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の公務員の告発義務に基づき告

発することとしましたので、弁護士委託料（刑事告発対応分）としまして 65 万円を計上しております。

なお、これらの財源としまして、同じページの下の段になりますが、予備費から 673 万円を減額して対応することとしております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 次に、副市長の補足説明を求めます。

副市長、答弁台でお願いします。

○副市長（和田一彦君） おはようございます。

弁護士委託料（控訴対応分）について補足説明をさせていただきます。

まず、控訴理由ですけれども、判決文を専門家からの意見等を踏まえながら検討いたしました。その結果、地方自治法、民法、国家賠償法の理論構成に不合理な点が見受けられることから控訴することにいたしました。具体的には、今回の住民訴訟の原因となった前判決は国家賠償法を根拠に損害賠償金を請求され、同法に基づき賠償金の支払いが命じられたものです。国家賠償法には当該公務員の求償権に関する規定があるにもかかわらず、今回の判決では他の法律を根拠に求償を求めた内容となっております。控訴せず、今回の判決内容が確定すると、重過失がない限り求償できないと規定する国家賠償法第 1 条第 2 項及び職員の賠償責任を定めた地方自治法第 243 条の 2 の 8 の規定が形骸化し、一般職員も含めて不注意等の軽度な過失でも賠償責任を問われることになり、職員の士気の低下、事なかれ主義、萎縮効果等により地方自治の将来にわたる安定的な発展に大きな影響を与えるものとの認識に至りまして、上級審での審査を求めるものでございます。

次に、弁護体制でございますが、今回の判決理論は過去の最高裁等の判例にもない事例でありまして、今後の地方行政への影響が大きいとの認識から、新たな視点、考えで挑む必要性を感じ、弁護士の強化を図ったところです。これまでの森高・吉見弁護士事務所に加えまして、弁護士法人上野光典総合法律事務所に委任をしております。上野弁護士は、平成 24 年に阿蘇市が市有地の不法占拠で明渡しを求めて提訴したゴルフ場の関係で前経営者側の顧問弁護士であり、市有地の明渡しに尽力をいただいた弁護士でございます。現在、弁護士法人上野光典総合法律事務所の代表社員弁護士を務められております。福岡、東京に事務所も構えており、経験も豊富であり、適任と考えたものでございます。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

2 番議員、中川文久君。

○2 番（中川文久君） ただ今の企画財政課長、そして副市長の控訴の補足説明を聞きまして、少し質問をさせていただきたいと思います。

控訴しない場合の影響についてということが中に入ったかと思いますが、職員への影響、萎縮したり、そして士気が下がってくると、そういったことが考えられると。職員の皆さんは、日々いろんな問題に一つ一つ向き合って、それぞれの部署でいろんな専門的な判断をされているかと思います。そういった中で、今回の判決を考えたときに、この控訴しな

い理由として大変大きな部分があるのかと思います。職員の方の立場になって考えると、やはり日々の仕事をする中で、なかなか大変な業務の中、やりにくさと、そういったものも出てくるのかと思います。何より市民への影響というものを考えると、この政策決定とか行政運営の影響が市民への影響に、そういった士気の低下とか、萎縮するとか、判断が遅れて迷って、市民への不利益等が考えられます。政策決定や行政運営への影響が懸念されますので、そういった部分をいま一度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回の判決を受け入れた場合の影響でございますけれども、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、国の法律の中で国家賠償法及び地方自治法の中で重過失がない限り職員に対する求償権を求めないという規定があります。これがあるので、職員についてはある程度責任を感じないで仕事にあたってきたわけですが、今回の判決の中ではそういった重過失がなければ賠償を求めないという規定が全く考慮されておらず、民法の第 709 条の規定あるいは民法の第 415 条の規定で損害賠償が発生するという考えでございます。こうした場合、先ほど申しました国家賠償法、それから地方自治法、これらの特別に定められました重大な過失がない限り求償を求めないという項目が形骸化してしまうというおそれを感じているところでございます。こうなりますと、やはり職員が損害賠償というのがまず頭に浮かびますので、思い切った政策、施策をするのにも少し考えてしまうとか、そういうことも発生するかもしれません。やはり今回の判決の全体を見ますと、例えば施設をつくって赤字であるならば損害賠償が発生するよという感じにも読めますので、施設をつくって赤字が出ないようにすると、そういったところまで考えて業務にあたるということになりますので、職員がやはり萎縮して思い切った政策が提案できない形になるかと思います。こういったことが進みます。この判決が確定いたしますと、阿蘇市のみならず、これが判例となりますので、ほかの地方自治体にも萎縮あるいは警鐘に上がる部分が出てくるかと思うので、ここにつきましてはもう少し詳しい理論の中身をただしていきたいということで控訴させていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

まず、今回控訴するということを決めたということですが、前回クラスターのときも聞きましたが、最終的に誰がこの決定をしたのか、聞きたいと思います。

それから、2 点目は、控訴するのは決定をしていますが、今まで私は 14 年間議員活動をしてきました。その間、いろんな裁判を阿蘇市はやってきましたが、ほとんど敗訴の裁判が多かった。今回もクラスター、そして一審でも敗訴しているんですよ。そういう中で控訴して、果たして勝訴するんですか。そのあたりの見解はどうなっていますか。新しい何かがないと勝たないんじゃないですか。そういったことを考えた上で控訴したのか。しかも、控訴

しても、いろいろ私が調べてみると、高裁が受け付けるのはほとんどないんです。20%ぐらいしかない。しかも、一審が覆されるのはその中の半分ぐらいしかない。そういう厳しい状況の中で控訴して勝てるのかと、そういったことをきちんと精査したんですか。答弁を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） まず、誰が控訴するのを決めたのかというところでございます。基本的には判決内容を精査した上で執行機関で決めております。具体的には、私が中心となりまして、担当部局の職員あたりと、あるいは弁護士と協議を重ねながら控訴の方針を決めまして、部長会で決定しております。以上になります。

それから、勝つ見込みというのは、なかなか勝ちますというのは言い切れませんが、私どもは前の判決が少し不合理な点があると思っておりますし、専門家の御意見を聞きましても、ここについては正すべきだと、いわゆる再度審議すべきだというところでございます。

それから、新たな証拠がなければという部分もございましたけれども、今回については、どちらかといいますと、事実認定よりも法律の判断のほうに軸足が乗っておりますので、法律の判断の中で適用された法律が適正なものかというところが中心に議論されていくと思っております。

あと、高裁での、いわゆる勝つ可能性というところでございます。高裁の受付が 30%という話でございましたけれども、基本的には高等裁判所に控訴すれば受けてくれると思っております。また、内容に大きな変化がなければ覆せないという御意見かと思えますけれども、新聞等を見ても、やはり可能性というか、その割合についてははっきり分かりませんが、地裁の判断が高裁で変わるという事例も新聞等でかなり見受けられますので、一概にそういうことは言えないかと思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 当然の答弁だと思いますが、副市長、今、部長会議で決められたということですが、そのとき、出席していた名前を全部言ってもらえますか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 当日、私と市長と、あと総務部長と、定例の部長会ではなかったので、全員ではなかったんですけども、あと経済部長と土木部長だったと思います。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

本題に入る前に、その前の段階で副市長が総務部長から控訴しましたというメールが来ました。このときに、「阿蘇市は、令和 6 年 9 月 6 日に」ということで始まっておりますが、この場合の阿蘇市とは、先ほど副市長が言われた執行機関という意味ですか、阿蘇市の本当の意味のことを教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

本来でありますならば執行機関でありますので、「阿蘇市長佐藤義興は」が正しいことになってきますけれども、なかなか皆さんが読み解かれたときに、そこで「阿蘇市長佐藤義興は、佐藤義興個人に対して請求権を有する、そういった判断になりました」、非常に難解になりますので、分かりやすく説明するために、冒頭「阿蘇市は」、そういったことで議員各位には議会事務局を通じてお知らせをさせていただいたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういうことだろうと推察しますが、「阿蘇市」と言ったときには当然議会も含まれますから、その辺のところは明確に通知してほしいと思います。

それから、9 月 30 日の尾ヶ石の市政報告会で尾ヶ石の住民から質問がありました。被告人が変わっているじゃないかという質問に対して、副市長は、裁判所の指導で変わりましたということがありましたので、そのところを、副市長、もっと分かりやすく、令和 4 年 3 月 1 日に訴状が出たときには「被告は、普通公共団体たる阿蘇市である」ということで明記されているのに、今回の判決は「被告、阿蘇市長佐藤義興」になっておりますが、その辺の説明をみんなが分かるようにお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問でございます。当初、住民訴訟が起きた場合の被告人欄には「阿蘇市」と書いてございました。住民訴訟は、法律的に申しますと、普通地方公共団体は被告にはなりませんで、執行機関が被告になるというもとの法律の枠組みでございます。したがって、裁判所が指導したのか、原告側が気づいたのかは分かりませんが、途中で変更がありまして、被告を「阿蘇市長」というふうに変更がされているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その辺のところは原告も分かっていないんです。実際この訴状を出されたときに、本当は裁判所がこれを一回却下するべきだったんです。却下して、相手が違うじゃないかということで指導しなければいけないのを、途中うやむやにわけの分からないようになって判決が出てきているということですが、そのことについてはどういう考えでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の部分につきましては、やはり専門的な裁判所あたりが判断して、裁判が継続したという形になるかと思います。私どもからそれに関してなかなかとやかくいう立場ではないかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

まず、副市長が答弁された中で職員に責任を負わせたくないという発言があったと思いますが、職員は責任を持って仕事をするべきでありますので、それは違うかと思えます。やは

り少々の注意をすれば過失を防げるようなことは責任を持ってやってもらわないと困りますし、ちょっとした責任を持ってやることでもって損害を与えたときには損害賠償をするのは当たり前のことでありまして、そのために保険にも入っていると思います。そういう意味で責任を持って職員に仕事をしてもらおうということで、もう一度訂正して答弁をお願いします。

それと、2 番目、600 万円というのはちょっと高すぎると思うんですけども、何で熊本で受けてくれる弁護士はいなかったのか。内容的には 600 万円と前回の弁護士費用を加えれば 970 万円になります。そして、これまでのクラスター関係の裁判の弁護士費用を全部足すと 2,200 万円を超えていきます。非常に市の財政としては出費が多すぎます。そういった中で、原告はカンパを集めて 100 万円ぐらいで弁護士をお願いしてやっています。財力があるほうが裁判に勝つようなことがあってはならないと思いますので、その弁護士費用が高すぎるんじゃないかということについて御答弁をお願いします。金額的には認めることができません。

3 番目に、専決の正当性ですが、専決処分については、もともとこれは議会の議決事項であります。議会の権限でありまして、それがやむを得ず緊急性をもって議会を開けない場合のときに限定されるというのが地方自治法の第 179 条の規定であります。そういう観点から、わざわざ平成 18 年にはそれを明確にするために時間がないという表現で勝手に専決しないように法律は改められております。そういう意味では、これは適用を逸脱する専決の方法ではないかと思いますので、そのことについて御説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） まず、1 つ目の質問でございます。職員の責任の問題でございますけれども、これは先ほど私の答弁がどうだったか覚えてないんですけども、当然職員は責任を持って仕事にあたっているところでございます。ただ、今回の判決で、いわゆる軽過失、不注意あるいはちょっとした見落とし、それも過失として認定される可能性があるということでございます。地方自治法の中には一般職員の損害賠償という規定がございまして、その中でも重過失がない限り、軽過失については、言い方はあれですけども、免除するという感じで書いてありますので、そういったものが、いわゆるその法律自体もやはり何もかも賠償責任ということになりますと職員が萎縮して地方自治の進展に妨げがあるということで国家賠償法あるいは地方自治法の中で重過失がない限り軽過失については減免するという規定がつくってあると私どもは認識しております。職員は責任を持って仕事をするのは当然でございますけれども、いわゆる軽過失、ちょっとした見落としとか不注意、これでもってすべての責任を取れということになりますとやはり萎縮が発生するのかと考えておまして、先ほどのような発言になったわけでございます。当然職員はすべての面において責任を持って仕事にあたるべきと考えております。

それから、弁護士費用の件でございますけれども、弁護士費用につきましては、弁護士の報酬規定というのがありまして、各弁護士事務所で定められておりますけれども、基本的な考え方としましては、着手金につきましては、訴訟物ですね、今回の場合、賠償金になりますが、訴訟物の 3%プラス 69 万円と、それに消費税というのが基本的な考え方でございます。私どもはどちらも弁護士事務所に委託しておまして、2 つの弁護士とも同じ計算式で

あります。森高・吉見弁護士事務所は2人の弁護士さんですので、それで計算しました金額が、言い方は悪いですけど、半分ずつということになります。それから、上野弁護士事務所には弁護士が7人おられまして、7人で当たるという形になります。それでも、計算式は同じでございまして、1人当たり、1人が幾らだから、掛ける7とか、そういう計算式ではございません。あくまでも弁護士の報酬規定に基づいた金額により算定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、私から専決処分にて対応した理由等について時系列で整理を行っておりますので、説明させていただきたいと思います。

まず、9月の定例会、9月17日の議会の冒頭、また9月19日には全員協議会の中でも報告をさせていただきましたけれども、正式に判決文、判決書が届いたのが9月13日金曜日でございました。金曜日でございましたので、14日、15日、16日、3連休を挟みまして、17日は、議会は本会議、内容的には委員長報告、採決まで行われました。その後、午後に委任弁護士のところに赴きまして、判決文の概要についてお尋ねをしたところでございます。17日のその協議におきましては、9月27日金曜日が控訴期限となること、それを一つお知らせいただきました。それと、また27日までには市としての判断を行う必要があること、併せて今回の熊本地裁の判決、先ほどからお話はあっておりますけれども、法的論理構成に不合理があるのではないかとということ。ただ、判決文も40ページ近くありましたので、その詳細をうまいとこ読み解かないと、どこにどういった不合理があるのか、それを理解することはなかなかすぐにはできません、そういったことでございました。その後でありますけれども、18日、19日、20日、3日間、議会は一般質問もございました。18日、19日、20日に見ていただいて、24日の週、早々に協議をすること。また、委任弁護士だけでなく、やっぱりほかの弁護士さんの御意見も聞く必要があるということで顧問弁護士にも意見を聞いております。それが連休の21日、22日、23日を明けた24日の午前中に清水谷先生、そして昼から今回の委任した森高先生の事務所に行って、お伺いしております。その中の協議事項については、先ほど副市長が言ったとおりでございまして、24日の弁護士さん方との協議結果を踏まえた上で25日に組織として部長会議の中で控訴する、そういった決定をしております。意思決定が25日です。控訴期限が27日です。期間的、時間的な余裕がない、そういったことでございますし、9月の定例会会期中の緊急質問等においても、臨時会の開催とか、そういったお話も実際あっております。しかしながら、臨時会の開催につきましては、臨時会であっても地方自治法によりまして1週間前の告示が明記されております。それと、阿蘇市議会の取決め事項、その中で1週間前には議会運営委員会をやりなさい、議案もきちんと整理をしなさい、そういった取決め事項でございました。そういったこともあって、実際1週間前、そういったのがルール化されている、そういった現状でございます。特に、また昨年の決算認定の際の御意見、予備費対応は議会軽視であり、時間がない場合には専決処分を行った上で議会で承認を求めることもできたのではないかと、専決処分をやって、議会

で承認を求める、そういった方法もあるんじゃないか、そういった御意見も実際に昨年この場で御意見としていただいております。このようなことから、9月25日の控訴の方針の決定、そして27日の控訴期限の関係、これまでの議会の取決め事項、そういったのも勘案しますと時間的いとまがない、これは明らかでございます。過去の議会での御意見、私たちの答弁も踏まえたところでの執行部の判断であります。こういったことでやむを得ず私たちとしては一般会計補正予算の専決処分をした、そういったところでございます。地方自治法の話がございました。特に急を要するため、議会を招集する時間的余裕がない、それが明らかなきには専決処分を行うことができる、これはきちんと明記がされております。長の権限、首長の権限として明記がなされている、それに基づいて私たちは専決処分を行っております。27日から逆算して1週間前から臨時会をやるところで段取りをして、議案を作って、議会運営委員会を開く、そういった御意見も実際あるかもしれませんが、控訴の意思決定、福岡高裁に上げる、上げない、それも決定していない中に議会運営委員会を開くとか、つかみのつかみで大体、じゃあ、このくらいで弁護士費用はよかろう、そういったことで予算措置をする、それは私たちとしては議員各位への議会軽視につながる、そういった判断でもございます。そういったことから、このたび、地方自治法に基づきまして法の規定の中で長の権限、首長の権限として予算措置の専決処分を行ったところでございます。これにつきましては、先ほどもありましたけれども、26日の議員さん方への議会事務局を通じた連絡の中で、やむを得ず専決処分をさせていただきました、御了解をお願いします、そういったことでお願いしたところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） まず、専決のことについては、理解はしません。時間がないというのは、執行部が業務上進めていく仕事の中で時間がないのではなくて、議会を招集する時間がないという意味でありますので、緊急の場合は1日でもできます。25日に決定したなら、25日に連絡して、26日に集めて、そして補正予算で審議することはできます。だから、私は、それはこの議員必携の言葉を使えば緊急性を要する場合に限定して明確化するために時間的余裕がないという条文にしてあると書いてあります。ですから、今回の執行部の運用はそれから逸脱していると、そのように思いますので、1日でなぜできなかったのか、それについて説明をお願いします。

3週間前に判決で負けていることは分かっています。そのときから弁護士は探せるはずで。判決文が来てから探したというのはおかしいんじゃないかと思いますけれど、その点について質問いたします。

それと、最初の職員の責任の問題ですが、この職員の責任の問題で過失うんぬん、法の合理性がどうのこうのということで民法で訴えるのはおかしいんじゃないかという話ですけれども、原告に聞くと、民法で訴えるに事足りる内容だということで訴えております。それに対する判例もあり、その判例に従って裁判所が判決を下しているようであります。それは正当性があるものとして今回の判決で書かれておりますので、それをひっくり返すということ

になるとかなりのことになると思います。それで、600 万円ということですが、これまでの累計の弁護士費用から見ると高いと思いますので、私はその金額はおかしいんじゃないかと思います。そして、その判例がおかしい、要は論理の組立てがおかしいということであるならば、これまでの2回やったクラスター裁判あるいは牛舎に対する住民訴訟の裁判において事実認定がいろいろと行われていますけれども、この事実認定については認めるということによろしいんですか。この事実認定を認めて、市長の行った行為が違法行為であると認定されていますけれども、違法行為を行ったということについては認めるということによろしいんですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 臨時会の開催については、今、谷崎市議の解釈ではそういうふうに理解をされているかと思います。しかしながら、地方自治法第101条第7項を見ますと、議会の招集日の1週間前にはきちんと臨時会ですので案件名まで告示を下さい、その取決めが一つございます。併せまして、これまで阿蘇市になってからの阿蘇市議会のルール、それぞれ議会運営委員会の中で1週間前には議会運営委員会を開催しますよ、きちんと議案書、予算書、それを出して下さい、そういったルールできております。今回に限ってこのルールを壊す、それは私たちの執行部の判断としてはできませんでしたので、これまで20年間の阿蘇市議会のルールに則って私たちは対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問でございます。今回の判決では民法で事足りるという判決内容になっているということでございますが、先ほど説明のときにも申しましたように、今回のそもそもの畜産クラスター事業は国家賠償法に基づき判決が出ております。国家賠償法の中には第2項のところに重過失がない限り求償はできないという規定がございますので、まずその規定が今回適用できなかった理由もはっきり書いてございませんでした。ただ、民法で足りるという、おっしゃいましたような感じで書いてあったので、そのあたりがやはり釈然としないという部分でございます。

それと、あと弁護士はすぐから探せばよかったじゃないかという御意見でございますが、内容の精査ができておりませんでしたので、今回中身を見ましたら地方自治の根幹に関わるような部分もございましたので、やはり弁護体制を強化する必要があるのかという判断の中で強化するという方向でしたので、判決が出たからすぐ増やすという考えは当初はなかったということで御理解をいただきたいと思います。

それから、事実認定はすべて認めるかというところでございますけれども、一部事実認定については引き続き高裁のほうでも主張してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 臨時議会の開催ですけれども、これについては、やはり議運を1週間前に通達しないといけないということについては、申合せ事項でありまして、まずはその場に議運のメンバーがいれば、今から緊急動議が上がっても議運は開くことができます。

だから、1 日前とか 1 週間前というのは特例の場合は時間差なくやることができます。それについては認識が違うと思います。

それと、地方自治法の第 101 条を言われましたが、基本的には 3 日と書いてあります。私の本にはですね。そして、3 日であっても緊急性を要する場合は期間を短縮できると書いてありますので、決定を下してから 1 日と言われますが、判決が出てから 3 週間、緊急質問が議会から出て、臨時議会を開くべきだという意見が出てから 1 週間以上経っています。それは、執行部の不作為であると思います。だから、私は開くことはできると思いますので、その点について、反論というか、説明をお願いします。

それと、もう一つ、副市長の件ですけれども。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎議員、まとめてください。

○17 番（谷崎利浩君） はい、事実認定についても争うということですか。だったら、新たな証拠というのは出せるんですか。もともとクラスター事件のときには新たな証拠が出せないから控訴はしませんという理由でした。そして、今回の裁判のときも、新たな証拠は判決文を見る限り出ておりません。そういう新たな証拠が出せない中で事実認定も含めて争うというのはおかしいんじゃないかと思いますけれど、新たな証拠があるのかどうか、それについて説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、第 1 点目、地方自治法第 101 条の招集関係について読み上げさせていただきたいと思います。地方自治法第 101 条の第 7 号に「招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては 7 日、町村にあっては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。」、そのように記載されておりますので、市については、定例会、臨時会も含めて 7 日、そういった認識であります。

うまいこと段取りよくやれば臨時議会ができたのではないか、そういった御意見も受けました。しかしながら、この 7 日前に意思決定もできていません。予算もどれだけかかるか、どの弁護士に頼むか、訴状を見て読み解かないと、裁判官はどういったことを判断して、こういった結果に至ったのか、訴状の内容で私たちが選任する弁護士も変わってきます。当然これまでの意見の中では最高裁も含めたところで、これまでの判例にもないような判決であった、そういった認識でございます。となってくると、当然、例えばですけれども、法律学者の意見を聞く、そういった場合も考えられないこともない、資料として提出する、そういったこともありますので、臨時議会を招集しますよ、議案はこれですよ、予算を出した中で、概略で 500 万円とか 600 万円、1,000 万円出す。会議の中で、この予算の内訳は何なんだ、いや、まだ意思決定しておりませんでしたので、つかみのつかみでこのくらいではないだろうかで上げました。これまでも議会の中で、それは議会軽視じゃないか、執行部は様々に言われてきましたし、ここにいる執行部だけではなくて、ほかの部長もほかの課長たちもそういった意見をいただいております。私たちは、それを真摯に受け止めました。そういったことで、議案としてきちんと出す。ただ、それは時間的余裕ができない。そういったことで、昨年の 9 月にあったように、専決処分をさせていただいて、この臨時会において承認を求め

る、そういった方法をとったところでございます。私たちとしては、地方自治法に基づいて対応した、そういった認識でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 事実認定は認めないということなら新たな証拠があるかというところでございますが、弁護士等との打合せの中で事実認定についても考えるところはあるなという御意見でございました。私からする、しないということではなく弁護士のほうが中身を考えるというところでございますので、これについてはやはり全否定すると事実認定について争いができなくなりますので、先ほどのような答弁をさせていただいております。新たな証拠等につきましては裁判にも関係がありますので、あるか、ないかということについては答弁を控えさせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 今話を聞いていますと、非常に面白いですね。一番のクラスター事業のときに、市は控訴しなかったんです。その判決文の中に、市長に瑕疵があるという 1 項があったんです。それが今回の住民訴訟の中で判決の中に生きているんじゃないですか。そういったことは、副市長は何も考えなかったんですか。だから、事実認定、事実認定と言われるけれども、実際そこでクラスター事業のときに控訴しなかった。新たな事実がない。だから、そういったことから今回の住民訴訟についてもこういう判決が出たと私はそのように認識をしていますが、だから、福岡高裁にいつて勝つかという質問をしているんです。そういったことについて、きちんと答弁してください。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 前裁判でクラスター関係の判決の中で瑕疵があるという判決が出たということでございます。これについては、そのようになっております。その判決を受けまして、いわゆる国家賠償法の第 2 項の適用、いわゆる重過失が存在するならば求償しなければならないという部分がございますので、職員等に聞き取りいたしまして、いろいろ判断しましたけれども、重過失に至るまでの事実はないということで求償は行っておりませんでした。その判断を受けまして、住民訴訟のほうで市長に責任があるということで住民訴訟が起こっているわけですが、前の裁判につきましては国家賠償法の第 2 項に適用するような職員はいなかったということで求償はしていないというところでございますので、そのあたりは住民訴訟とは少し切り離して考えていただければと思っているところでございます。

それから、裁判に勝つかということにつきましては、私どもも勝つために一生懸命やっ
てまいりますけれども、勝つか、負けるのかということは、今の段階ではなかなかはっきり
申し上げられないところでございます。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 繰り返しの質問になっております。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今 600 万円の部分だけをみんな質問していますが、弁護士委託料
の刑事告発対応分で 65 万円、これは戸籍総合システムの不正アクセスの件ですが、これは

既に行政処分がなされているわけですね。行政処分と並行して刑事告訴、告発はできなかったんでしょうか。もしそれをするならば捜査機関に委ねたら弁護士費用は発生しないんじゃないですか、そのことについて質問します。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

この告発につきましては、御存じのとおり、刑事訴訟法の第 239 条第 2 項に公務員の告発義務ということで規定がなされております。これについては、実際今年の 8 月 30 日付けで懲戒処分を行った職員に対してのものでございますが、この職員が行った行為のうち、違法行為がございます。それといたしますのも、アクセス権限のないシステムを利用したということで、そういった不正行為が不正アクセス行為の禁止等に関する法律に触れるということで、この法律には罰則等の規定がございます。この罰則の適用、違法性があるという判断から、今回この刑事訴訟法の告発義務に基づいて告発するという結論に至ったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） では、これは阿蘇市が告発したんですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） はい、阿蘇市で告発するということを決定したところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 質疑、答弁も出尽くしたようでございますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。反対討論をいたします。

今回、住民訴訟において判決が 9 月 6 日に言い渡されました。9 月 17 日の緊急質問において控訴するか否かについて臨時議会を開催するように求めましたが、開催されませんでした。そして、26 日に福岡高裁に控訴が行われております。その後、私たちには 1 通のメールだけが来て、控訴の理由については、事実認定を含め、地方自治法、民法、国家賠償法の理論構成に不合理な点が見受けられるという理由であるという内容の説明が書いてありました。今回は 600 万円だけの議案で上程されていますが、先ほどから言われております臨時議会を開く余裕、日にちですね、判決の日からいきますと 20 日以上あります。臨時会を開く、そして私たちに説明する、そういう余裕も十分にあったと私は思っております。市に判決文が送られてくる、送達されるまで、その日にちを引き延ばして、臨時会の開催を時間的に余裕がないとして行わなかった。それから、市民に説明責任を全然果たさないままに今回の地元でいろいろとあっております市政報告会でもたくさん意見が出たと思います。そういうときに何の説明もありませんでした。私は、一議員として、このことを承認することはできないと思います。今後の裁判の成り行きにも影響があると思っております。ただ 600 万円の裁判費用ではなく、8,300 万円以上の市民の血税がこれはかかっております。ほかの議員の皆さんもよく考えて、これから賛否が問われると思いますけれども、ちゃんと考えて、賛成か否かの意思決定をしていただきたいと思います。

以上の理由によりまして反対をいたします。

○議長（菅 敏徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） ないようですので、これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、これより承認第 7 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） お座りください。

起立少数です。したがって、承認第 7 号は、否決されました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分より再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 承認第 8 号 専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、承認第 8 号「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第 8 号、専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 5 号）について、御報告申し上げます。

別冊 2 をお願いします。本件は、10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙に係る予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 10 月 1 日付けで専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,883 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 192 億 196 万 2,000 円と定めております。

まず、歳入予算について説明します。6 ページをお願いします。歳入では、県委託金として衆議院議員総選挙費委託金 1,883 万 8,000 円を計上しております。

次に、歳出予算につきまして、7 ページをお願いします。7 ページから 8 ページにかけては、衆議院議員総選挙等に伴う事務関連経費になりますが、目の合計で 1,897 万 2,000 円を計上しております。

なお、不足する財源につきましては、8 ページの下段、予備費から 13 万 4,000 円を減額して対応することとしております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 8 号を採決いたします。承認第 8 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 8 号は、承認することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 79 号 工事請負契約の締結について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、議案第 79 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、議案書 1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 79 号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、市営住宅坊中南団地 A 棟建設工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

中段付近からになります。まず、契約の目的、市営住宅坊中南団地 A 棟建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、消費税を含めまして 4 億 4,990 万円でございます。契約の相手方、まず所在地でございますけれども、阿蘇市一の宮町宮地 2223 番地、これは株式会社熊本紅屋の所在地になります。契約の相手方、名称でございますけれども、紅屋・梅井建設工事共同企業体、代表者は、株式会社熊本紅屋、代表取締役、家入貴久男氏でございます。

工事の詳細を申し上げますと、老朽化に伴いまして新たに鉄筋コンクリート 2 階建て 1 棟、その 1 棟の内訳としまして、1DK が 2 戸、2DK が 10 戸、3LDK 1 戸、合計 13 戸を建設するものでございます。

なお、本件につきましては、10 月 10 日に入札を行い、現在、仮契約中でございます。早

期の着工、そして竣工を目指すべく本日上程させていただいております。予定価格が 1 億 5,000 万円以上でございますので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして議決をいただいた上で本契約、そして工事着工へと移らせていただきます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） この入札には何社が参加しましたか。それと、あそこは非常に単価が高いという以前から話がありますが、最初の設計とか、そういった段階からどれだけか安くなっていますか。その 2 点、答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 最初の御質問にお答えしたいと思います。

今回 J V による入札という形をとらせていただいております。2 社 1 組による J V を編成してもらいまして、3 組から申請がっております。阿蘇市内の 3 組がすべて入札に参加していただいております。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。

3 月に当初予算として 5 億 5,000 万円の予算計上をさせていただいております。今回設計を 4 月から早期に見直しをいたしまして、4 億 5,000 万円で設計がされております。令和 2 年から比べますと大体 2 割から 3 割程度の増となった状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 3 社が入札に参加をしたということでありますが、そして 1 億 5,000 万円ほど当初の設計から減額をしたということですが、再度求めておきたいのは、追加工事はありませんね。そういうことはないように求めておきたいが、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 一応地盤調査等も完了しているとは思いますが、実際の施工に入りましてそういった不具合があれば議会の承認を得なければならない場面もあるかと思いますが、基本的にはないような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 五嶋です。

落札率は何%ですか。それから、2 番目、3 番目の落札率も教えてください。入札率も業者名もお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回の落札率につきましては、四捨五入しまして 99.88% になります。

参加した事業体につきましては、今回落札したのが紅屋・梅井建設工事共同企業体でございます。あと 2 社につきましては、田上・松田建設工事共同企業体、残りの 1 社が成瀬・内

村建設工事共同企業体でございまして、率については手元に持っておりませんが、落札したところと一番高かったところの差については18万円の差でございました。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。すみません、当初予算は5億5,000万円でしたね。今回は4億4,990万円ということで約1億円少なくなっているということですが、当初の予算の見込みから1億円も離れて契約するという、逆に言うと、安く契約していますので、それはよしとする形ですが、1億円も差が出ているのに、本当にこの落札されました事業者の方は、適正な履行とか、あと利潤の確保であるとか、そういったところはきちんとできているかどうかというのは担保されるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 前回3月の議会の中で5億5,000万円で当初予算を組ませていただきました。その際にも説明をさせていただいているところでございますが、今回は令和2年の設計審査をもとに新年度予算を組んでおります。その際に、能登の地震であったり、大阪万博であったり、さらには熊本のT SMCの関係もありまして、人件費、また資材高騰、資材不足といった状況が見えておりましたので、その分も踏まえて金額を多めに組ませていただいているということを3月で答弁させていただいているところでございます。今回4月になりまして令和2年の設計を新たに見直しまして、設計業者にも発注いたしまして、この金額が適正であるということで入札をしております。工期につきましても、適正工期を踏まえまして、今後、スムーズに工事が進むようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 予定価格は、幾らでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 予定価格につきましては、4億5,046万1,000円でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

13 戸ということですがけれども、入居資格というか、入居できる方、待っておられる方について説明をお願いします。地元の説明会のとき、少し説明不足があったみたいなので、補足して説明をお願いします。

それと、ここの場所は、木陰になるというか、陰をうつ場所でもありますので、その問題は解決したのか、それについてお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 入居者の件でございますけれども、実際建て替えになりますので、以前住まれていた方が今5名、5戸の方が待っておられる状況です。また、住宅廃止

予定の上鶴団地にも事前に説明に参りまして、入居も優先的にはやっていくということで考えております。

日陰の件ですけれども、ここに関しましては隣接する民有地となりますので、今いろいろな状況を踏まえまして農政課とも連携を図って、そういった間伐あたりもできないかということで模索しているところでございます。地権者の方には説明に伺っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 木陰については、解決に向けて進めていただきたいと思います。

それと、入居は5戸と2戸で6戸ぐらい余りそうですけれども、余ったときは公募するんですか、それともこちらのまた西側におられる方々を募集するという形になるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 余ったというか、入居を募集する過程において住宅から住宅へということはできませんので、待っていらっしゃる方に公募を行うということになります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 79 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 80 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 7、議案第 80 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 80 号、令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）について、御説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 192 億 896 万 2,000 円と定めております。

まず、歳入予算から説明いたします。6 ページをお願いします。本件は、8 月の落雷によ

り被災した農村公園あびか付近の 12 工区の揚水機復旧に伴うものでございまして、上の段は、農林水産業施設災害復旧費負担金としまして土地改良区からの負担金を 245 万円計上しております。下の段につきましては、国からの農林水産業施設災害復旧費補助金としまして 455 万円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。7 ページをお願いします。7 ページの上の段になります。1 行目と 2 行目ともに落雷に伴う揚水機 1 基分の復旧に係るものでございまして、被害調査・測量設計等業務委託料としまして 50 万円、2 行目の農地等災害復旧工事としまして 700 万円を追加して計上しております。

なお、不足する財源につきましては、同じページの下の段になりますが、予備費から 50 万円を減額して対応することにしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 80 号について採決を行います。本案は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、これで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は、閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和 6 年第 6 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした

午前 11 時 34 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 6 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員